

関原発第473号

2020年12月11日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号  
関西電力株式会社  
執行役社長 森本 孝

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年10月30日付け関原発第367号をもって申請しました設計及び  
工事計画認可申請書について、別紙のとおり一部補正します。

高浜発電所第4号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

## 目 次

- I. 補正項目
- II. 補正を必要とする理由を記載した書類
- III. 補正前後比較表
- IV. 補正内容を反映した書類

## I. 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
V. 変更の理由  添付書類 (1) 添付資料 資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性 資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」との整合性	「Ⅲ. 補正前後比較表」による。     「Ⅲ. 補正前後比較表」による。  「Ⅲ. 補正前後比較表」による。

## Ⅱ．補正を必要とする理由を記載した書類

### 補正を必要とする理由

2020年10月30日付け関原発第367号にて申請した設計及び工事計画認可申請書について、「Ⅴ．変更の理由」及び「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」の記載の適正化及び記載の充実のため補正する。

### Ⅲ. 補正前後比較表

【V. 変更の理由】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>V. 変更の理由</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための防護措置のうち、重大事故等時の居住性に係る被ばく評価については、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合への適合性を確保している。</p> <p>今回の設計及び工事の計画においては、<u>1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合の重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。</u></p> <p style="text-align: center;">- T4-V-1/E -</p>	<p>V. 変更の理由</p> <p>中央制御室の居住性を確保するための防護措置のうち、重大事故等時の居住性に係る被ばく評価については、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合への適合性を確保している。</p> <p>今回の設計及び工事の計画においては、<u>3、4号機の中央制御室について、1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合に1号機及び2号機の外部遮蔽の機能に期待した重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。これは、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可（平成28年4月20日付け原規発第1604201号にて許可された発電用原子炉設置変更許可）に基づくものである。</u></p> <p><u>なお、以降の高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可（令和2年12月2日付け原規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可まで）において、3、4号機の中央制御室の被ばく評価に係る基本方針に変更はない。</u></p> <p style="text-align: center;">- T4-V-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の充実</p>

高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「要目表」という。）」について示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p> <p>(2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。</p> <p>(3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。</p> <p>(4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。</p> <p>(5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p> <p style="text-align: center;">- T4-添1-1-1 -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。</p> <p>設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「要目表」という。）」について示す。</p> <p>なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請の設計変更は、津波防護の設計方針に関連する設計変更ではないため、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応については、本資料に示す整合性に影響しないため、本資料には記載しない。</p> <p>3. 記載の基本事項</p> <p>(1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。</p> <p>(2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。</p> <p>(3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。</p> <p>(4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。</p> <p>(5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。</p> <p style="text-align: center;">- T4-添1-1-1 -</p>	<p>記載の適正化 (設置変更許可番号等の追記)</p>

高浜発電所第4号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（十一号）」との整合性】

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>今回の設計及び工事計画申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることに関して、令和2年7月9日付け原規規発第2007092号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。</p> <p style="text-align: center;">- T4-添 1-2-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>今回の設計及び工事計画申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（<u>令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書</u>）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることに関して、令和2年7月9日付け原規規発第2007092号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。</p> <p style="text-align: center;">- T4-添 1-2-1/E -</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 (設置変更許可番号等の追記)</p>

#### IV. 補正内容を反映した書類

## V. 変更の理由

中央制御室の居住性を確保するための防護措置のうち、重大事故等時の居住性に係る被ばく評価については、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合への適合性を確保している。

今回の設計及び工事の計画においては、3、4号機の中央制御室について、1号機、2号機、3号機及び4号機の同時被災を考慮した場合に1号機及び2号機の外部遮蔽の機能に期待した重大事故等時の居住性に係る被ばく評価について、発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更を行う。これは、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可（平成28年4月20日付け原規規発第1604201号にて許可された発電用原子炉設置変更許可）に基づくものである。なお、以降の高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可まで）において、3、4号機の中央制御室の被ばく評価に係る基本方針に変更はない。

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 基本方針

設計及び工事の計画が高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることを、設置許可申請書との整合性により示す。

設置許可申請書との整合性は、設置許可申請書「本文（五号）」と設計及び工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項（以下「要目表」という。）」について示す。

なお、変更の工事において、変更に係る内容が許可の際の申請書等の記載事項でない場合においては、許可に抵触するものでないため、本資料には記載しない。また、本申請の設計変更は、津波防護の設計方針に関連する設計変更ではないため、設置許可申請書により許可された津波警報等が発表されない可能性のある津波への対応については、本資料に示す整合性に影響しないため、本資料には記載しない。

## 3. 記載の基本事項

- (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「本文」、「添付書類八」、「設計及び工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。
- (2) 説明書の記載順は、「本文（五号）」に記載する順とする。
- (3) 設置許可申請書と設計及び工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。表記等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設計及び工事の計画が設置許可申請書と整合していることを明示する。
- (4) 設計及び工事の計画のうち要目表は、必要により既認可分を記載する。
- (5) 「本文（五号）」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載する。欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。

## 1. 概要

本資料は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる設計及び工事の計画であることが法第43条の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。

## 2. 発電用原子炉の設置の許可との整合性

今回の設計及び工事計画申請書において、高浜発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書（令和2年12月2日付け原規規発第2012026号にて許可された発電用原子炉設置変更許可申請書）（以下「設置許可申請書」という。）の基本方針に従った詳細設計であることに関して、令和2年7月9日付け原規規発第2007092号にて認可の設計及び工事計画書の内容から変更がないことから、設置許可申請書と整合しており、当該基準に適合している。